

# 子ども・子育て支援新制度における 大阪府の広域調整について(案)

平成26年1月30日

# 1 新制度における都道府県計画の記載事項について

## 基本指針の概ねの案で示された都道府県計画の記載事項(広域調整事項を中心に)

事項	区分	計画	主な記載内容(広域調整事項を中心に)
1. 都道府県設定区域の設定	必須	事業計画	・都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定めること。 ⇒ <b>広域調整事項(論点①)</b>
2. 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期	必須	事業計画	・都道府県は、市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を図ること。 ⇒ <b>広域調整事項(論点③)</b>
3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保	必須	事業計画	・都道府県は、認定こども園について、区域ごとの目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方を記載すること。 ⇒ <b>広域調整事項(論点②)</b>
4. 従事者の確保及び資質の向上	必須	事業計画	・特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項 ・都道府県は、地域の実情に応じて研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画を作成すること。 ⇒ <b>大阪府実施の二一ス調査の結果を踏まえ、今後検討</b>
5. 専門的な知識及び技術を要する支援	必須	本体計画	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実 ⇒ <b>社会的養護体制整備部会、母子家庭等自立促進部会等で検討</b>
6. 基本理念等	任意	本体計画	法令の根拠、基本理念、目的及び特色等 ⇒ <b>本体計画に反映</b>
7. 広域的な見地からの調整	任意	事業計画	・都道府県は、教育・保育の利用及び地域子ども・子育て支援事業について、市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、市町村事業計画の作成時における都道府県への協議及び調整について、必要な事項を定めること。 ⇒ <b>広域調整事項(論点③)</b>
8. 教育・保育情報の公表	任意	事業計画	・教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定めること。 ⇒ <b>国における全国総合システムの構築状況を踏まえ、今後検討</b>
9. 労働者の職業生活と家庭生活の両立	任意	本体計画	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備 ⇒ <b>本体計画に反映</b>

# 2 広域調整事項について

## 論点① 区域の設定に関する事項について

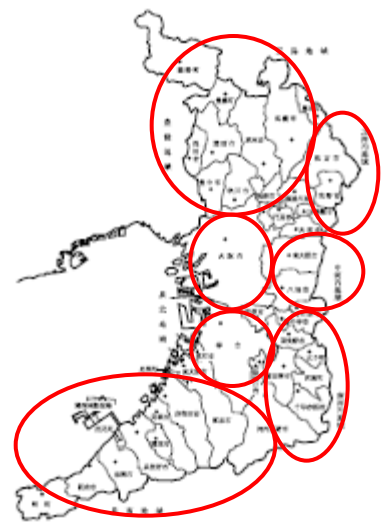
**基本指針の概ねの案から**  
都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することになっている。

**論点**  
幼稚園は通園バスを利用して市町村をまたがる利用となっていることから、1号認定（教育のみ）の区域をどう設定すべきか。（この区域が幼保連携型認定こども園の認可の区域にもなる。）

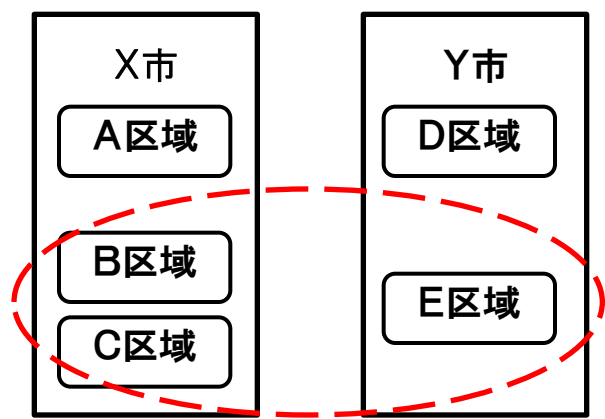
**案1**  
府内全域を1区域とする。



**案2**  
圏域会議のブロック割を区域とする。



**案3**  
2号、3号と同様に各市町村が定める区域を区域とする。



通園バスでB, C, Eの3区域を回って園児を集めるとした場合、B, C, Eのすべての区域ごとに定員を設定し、それぞれの区域で需要の範囲内である場合は認可する。

## 大阪府の対応方針

幼稚園、認定こども園の広域利用を踏まえ、大阪府における区域は、1号、2号、3号認定共通で、市町村圏域会議のブロック割（7ブロック）を大阪府が設定する区域とする。（案2を採用）

ただし、区域をまたがる利用を妨げるものではなく、認可、認定にあたって十分に配慮する。

### 大阪府が都道府県計画で設定する区域（1～3号認定共通）

（大阪府が行う認定こども園、保育所の認可、認定にかかる需給調整の判断基準となる区域）

1	大阪市	大阪市
2	堺市	堺市
3	北摂	池田市、箕面市、能勢町、豊能町、豊中市、吹田市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市
4	北河内	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、門真市、守口市
5	中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
6	南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
7	泉州	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

### （留意事項） 幼保連携型認定こども園、保育所の認可権限

大阪府は、市町村に認可権限がない区域についてのみ、認可権限をもつことになる。

幼保連携型認定こども園の認可権限をもつ市町村	政令市（大阪市、堺市）・中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市） （※枚方市はH26.4.1から中核市に移行）
保育所の認可権限をもつ市町村	政令市（大阪市、堺市）・中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市）、 大阪府が権限移譲した市町村（37市町村のうち32市町村）

これらの権限のある市町村は、各市町村が市町村内の需要と供給に基づき、認可する。

ただし、政令市・中核市における幼保連携型認定こども園の認可で、市域をまたがる利用がある場合は、その利用を妨げることがないように、法定である大阪府との協議等を踏まえ、十分に配慮するものとする。

なお、大阪府における認可、認定にあたっては、審査基準等に「利用者の利便性を考慮した物理的な移動が可能であること」を明記する。（圏域内で供給量が不足しており、客観的な基準を満たしていれば認可、認定しないといけませんが、圏域内であっても、利用者にとって物理的に移動が困難であれば、実質的には利用できないため。）

# 論点①の関連論点 教育・保育施設の認可、認定及び確認にかかる指導監督について

**基本指針の概ねの案から**  
 都道府県及び市町村は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指導監督に当たって、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ること。

**論点**  
 新制度では、市町村は「確認」に基づく事業者への指導監督権限をもつ。したがって、教育・保育施設に対し、「認可」に基づく指導監督、「確認」に基づく指導監督が重複することになる。共同監査を実施するのか、共同実施する場合はどこが主体となって調整するのか。

## 新制度移行後の認可、認定、確認の権限をもつ主体(主なものを例示)

施設	運営法人	所在地	大阪府権限	市町村権限
幼保連携型認定こども園	学校法人	政令市・中核市	認可（法人）	認可（施設）、確認
		上記以外の市町村	認可（施設、法人）	確認
幼稚園型認定こども園	学校法人	全市町村	認可（幼稚園、法人） 認定（認定こども園）	確認
保育所型認定こども園	社会福祉法人	市町村（一部除く）	認定（認定こども園）	認可（保育所、法人）、確認
幼稚園	学校法人	全市町村	認可（施設、法人）	確認
保育所	社会福祉法人	市町村（一部除く）	—	認可（施設、法人）、確認

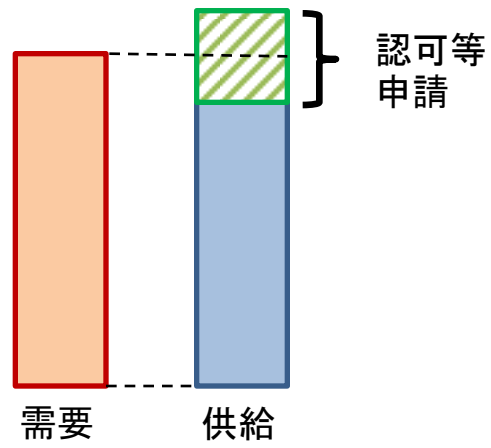
**大阪府の対応方針**  
 効果的かつ効率的な指導監督、事業者の負担軽減の観点から、できる限り、大阪府と市町村が共同して監査を実施する。その場合、施設型給付を事業者に支給する立場である市町村が中心となって共同監査の実施の調整を行う。広域利用により、確認主体が複数になる場合は、施設がある市町村が中心となって調整する。<sup>5</sup>

# 論点② 認定こども園に移行する場合の需給調整について

**基本指針の概ねの案から**  
認定こども園の普及を図るため、幼稚園から認定こども園への移行、保育所から認定こども園への移行を阻害しないよう一定の配慮が必要とされている。  
このため都道府県は、定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定し、移行を促進することとされている。

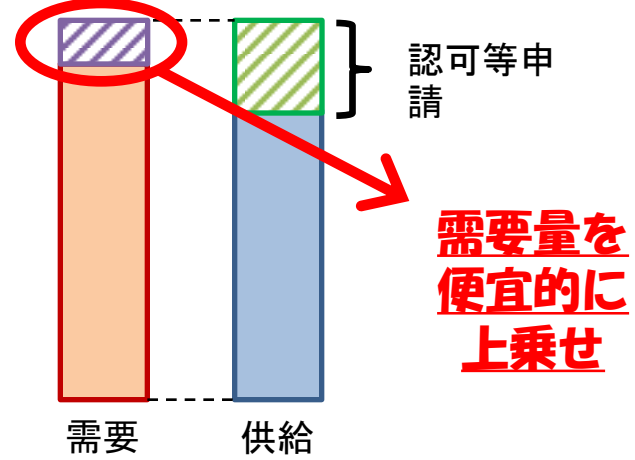
**論点**  
認定こども園の認可、認定に当たり、大阪府が上乗せできる需要量の範囲は、大阪府の判断により、大阪府の支援計画に記載することになる。認定こども園への移行希望を踏まえ設定することになるが、上乗せする需要量について、このような考え方でよいのか。

## 原則としては



新たに認可・認定すると、「需要量<供給量」となり、需要量を超える部分は認可する必要がない

## 認定こども園への移行促進のため



大阪府が需要量に上乗せした「都道府県が計画で定める数」に達するまで、認可・認定しなければならない。

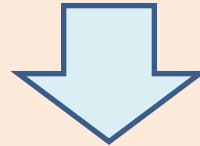
## 大阪府の対応方針

### 対応方針を検討するに当たっての視点（基本的な考え方）

大阪府として認定こども園  
への移行を促進する視点

保護者の選択肢を増やす  
視点

施設の意向を最大限に反  
映する視点



### 大阪府の対応方針

1号、2号、3号認定を問わず、幼稚園、保育所が、認定こども園への移行に伴い希望する認可定員で認可、認定ができるよう、需要量を便宜的に上乘せする。この上乘せを、大阪府の「都道府県計画で定める数」とする。

ただし、移行に伴い定員増を希望する場合は、

- ① 定員を増やしたとしても、条例等で定める職員配置や面積等の設備運営基準を満たす見込みがあること
- ② 新たな整備が必要な場合は、市町村からの補助を含め、資金調達が確保できる見通しがあること

の条件を満たすこととする。

※ 認定こども園への移行の意向調査については、国の動きを踏まえ今後検討

政令市・中核市では、各市がそれぞれ「市町村計画で定める数」を設定する。  
そのため、大阪府の計画で定める数は政令市・中核市を除いた市町村における数となる。  
(政令市・中核市と協議し、府内で整合性がとれたものとする必要がある。)

# 論点③ 計画作成時、利用定員設定時の広域調整について

**基本指針の概ねの案から**

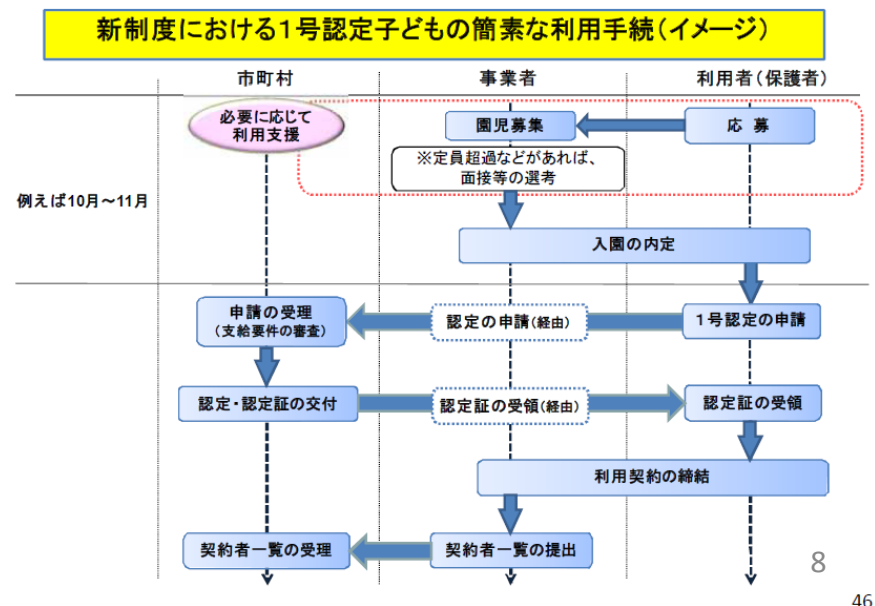
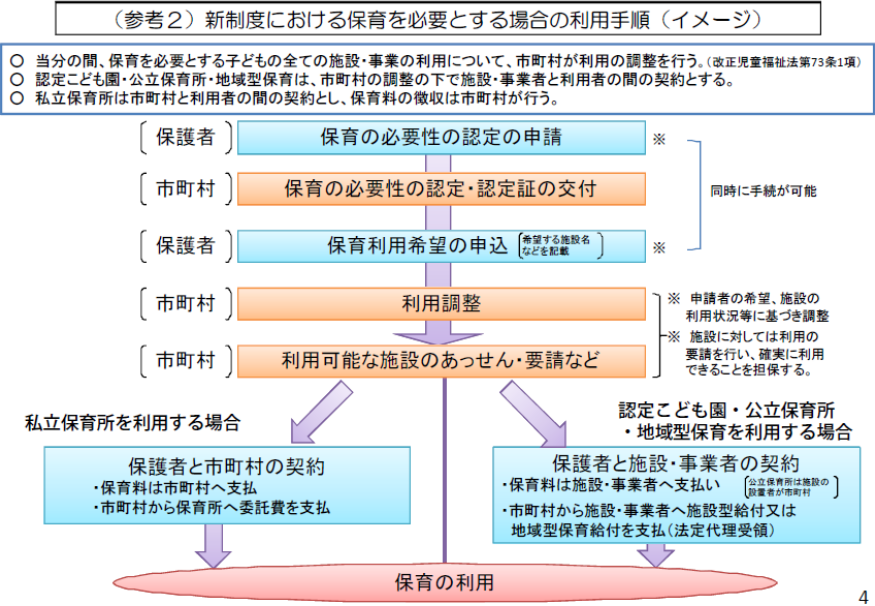
都道府県は、市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を図ること。

都道府県は、教育・保育の利用及び地域子ども・子育て支援事業について、市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、市町村事業計画の作成時における都道府県への協議及び調整について、必要な事項を定めること。

特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするとき、あらかじめ都道府県知事と協議を行うこととされていることから、当該協議の手続き等について定めること。

**論点**

大阪府は、市町村との協議及び調整について、いつ、どのような内容について、協議及び調整を行うのか。特に、新制度の準備期間として重要となる平成26年度については、どのようなスケジュールで協議及び調整を行うのか。



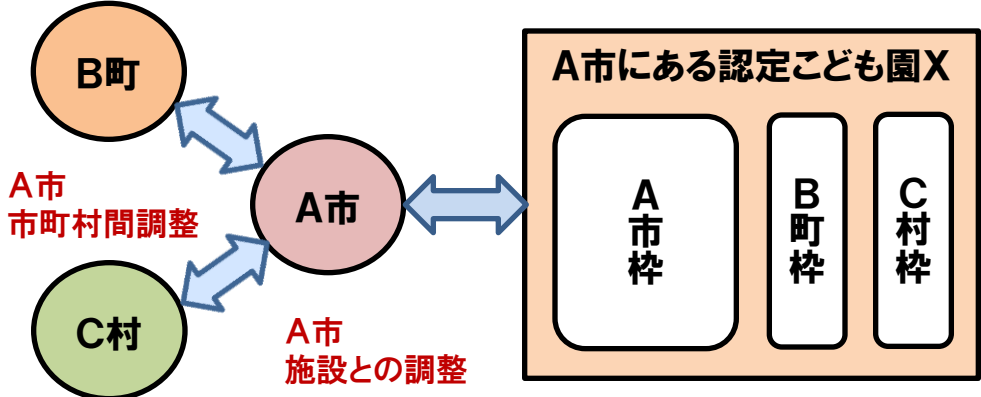


## 大阪府の対応方針（平成26年度スケジュールのイメージ）

年月	大阪府との協議事項	市町村の対応	事業者の対応
H26. 3	・「量の見込み」の報告		
H26. 4			
H26. 5		・利用定員の見込み(27年度からの5年間の見込み)を照会	
H26. 6		・供給体制の確保方策の検討 ・支給認定基準、運営基準等条例制定	・利用定員の見込み(27年度からの5年間の見込み)を回答
H26. 7	・「供給体制の確保方策」の協議 ・(場合によって)広域調整依頼	・「供給体制の確保方策」についての市町村間での広域調整	
H26. 8		・地方版子ども・子育て会議の開催 (供給体制の確保方策)	・確認申請書を市町村に提出(1～3号)
H26. 9	・利用定員の確認についての協議 ・「供給体制の確保方策」の報告	・事業者への確認通知(1～3号)	
H26. 10		・支給認定申請・保育利用希望申込みの受付開始(2号、3号)	・園児募集の開始(1号)
H26. 11		・認定証の交付(1～3号) ・市町村内での保育利用希望の調整	・入園の内定(1号) ・支給認定申請を市町村に送付(1号)
H26. 12	・市町村事業計画(素案)を提出 ・(場合によって)広域調整依頼	・市町村間での保育利用希望の広域調整(2号、3号)	・認定証を利用者に交付(1号)
H27. 1		・保育利用希望の最終調整、事業者への提示(2号、3号)	
H27. 2		・地方版子ども・子育て会議の開催 (利用定員の確認) ・利用者への保育利用の決定通知 (2号、3号)	・利用者との利用契約の締結 (認定こども園、幼稚園)
H27. 3	・市町村事業計画(最終)を提出		

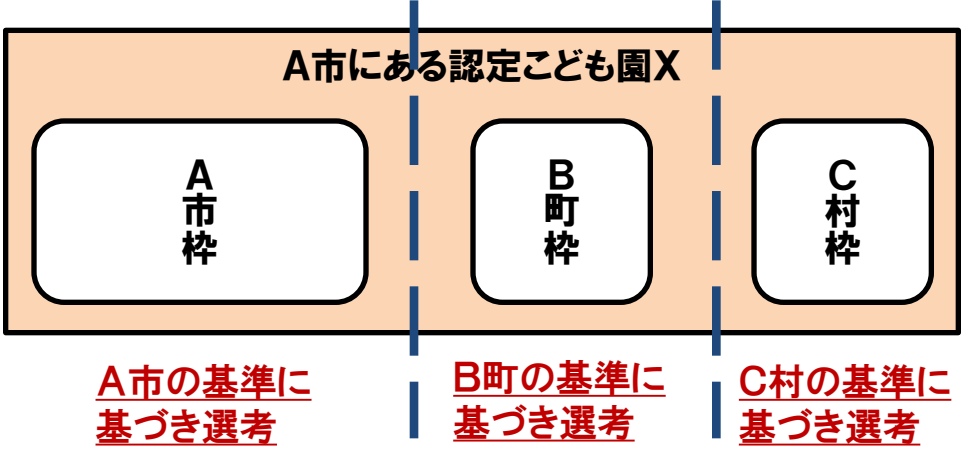
# 大阪府の対応方針（具体的な広域調整のイメージ）

## 供給体制の確保方策（H26. 5～H26. 7）



- ① A市から、認定こども園Xに27年度からの5年間の利用定員の見込みを照会する。（様式は、市町村と協議し、府内統一様式とする。）
- ② 施設XはA市に利用定員の見込みを提出する。
- ③ A市は、認定こども園XのB町、C村の利用定員をB町、C村に情報提供する。
- ④ A市が中心となって、B町、C村と調整して利用定員を設定し、認定こども園Xと調整する。（市町村間や施設との間で調整がつかない場合、大阪府に広域調整を依頼する。）

## 保育利用希望の広域調整（H26. 12～H27. 1）



- （27年度以降は、募集開始前に、上記と同様に、A市が中心となって、認定こども園Xの利用定員の市町村間の振り分けを行い、募集する。）
- ① A市はA市の基準に基づき、A市の枠内で利用者の選考を行う。（B町、C村も同様。）
  - ② 定員に空きが出た市町村が出てきた場合は、A市が中心となって調整し、他の市町村に再配分する。（市町村間で調整がつかない場合、大阪府に広域調整を依頼する。）

### ※ 2号認定での利用を希望しているものの幼稚園を利用したい利用者の取り扱い

- ・ 幼稚園への応募については、1号認定での利用を希望している利用者と同じ取り扱いとし、1号認定の利用者として幼稚園に応募し、幼稚園は1号認定の利用定員の枠内で選考する。ただし、利用者は2号認定での利用希望があることを幼稚園に伝えておくこと。
- ・ 利用者は、幼稚園への応募とは別に、市町村に2号認定の支給認定申請を行い、併願する場合は、保育所や認定こども園への保育利用希望申込みを市町村に提出する。（選考の結果、幼稚園への入園が内示された場合、利用者は保育利用希望申込みを取り下げる。<sup>19</sup>）